



# 令和5年度 放課後児童クラブ新規利用のご案内



## 放課後児童クラブとは

保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない小学生を放課後にお預かりし、健全な育成を行う事業です。全市立小学校に開設しています。一時預かり施設ではないので、通年利用が原則となります。

## 利用対象児童

市内に居住し、保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない小学生が対象で、利用するクラブが設置された小学校に通学している又は通学予定であること。

## 開所時間・休所日

開設日 平日 放課後～午後7時  
土曜 午前8時～午後6時  
学校長期休み等 午前8時～午後7時  
休所日：日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

※感染症の流行や自然災害の発生（見込み）や閉室の必要があると認める日は利用できない場合があります。

## 利用申込方法

令和5年4月から利用を希望する場合は下記申込み期間内に、放課後児童クラブへ下記書類をご提出ください。

- 松戸市放課後児童クラブ利用申込書
- 保護者が就労等により昼間家庭にいない状況等を証明する書類（放課後児童クラブ所定書式就労証明書や就学証明書等）
- ※特別な支援を必要とする児童については、身体障害者手帳療育手帳、通所受給者証、診断書等の写し

## 利用料金

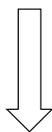
月額9,000円（おやつ代等含む）  
※利用料の納付は原則として口座振替となります。  
※教育委員会から就学援助の認定を受けている場合や生活保護受給世帯については減免制度があります。（別途子育て支援課への申請が必要です。）

## 利用決定方法

新年度の利用申込に対する利用決定については、提出いただいた申込書及び関係書類から、利用要件を満たしているか子育て支援課で審査の上、決定します。結果については、2月上旬頃に書面で通知します。

## 放課後児童クラブ利用決定までの流れ（令和5年4月から利用を希望する場合）

令和4年11月1日から11月30日まで 放課後児童クラブへ利用申込書・就労証明書等を揃えて提出



令和5年4月から利用を希望する場合は11月30日までに必ずお申込みください。  
※証明書類が間に合わない場合は、まずは利用申込書のみご提出ください。その場合、証明書類は12月16日（金）までにご提出ください。  
※学校選択制を希望する場合も、必ず期限までに希望した小学校の放課後児童クラブにお申し込みください。

申込後～令和5年1月頃まで 放課後児童クラブにて面談の実施（日時等は申込み後お知らせします。）



令和5年2月上旬頃 放課後児童クラブ利用決定通知の送付



新規利用のお申込みは **11月1日(火)～11月30日(水)** まで お願いいたします。

※上記期間後に申請した場合は、5月以降の利用開始となります。

※学校選択制を希望する場合も、必ず期限までに希望した小学校の放課後児童クラブにお申し込みください。

## 問い合わせ

松戸市子ども部 子育て支援課（市役所新館9階）047-366-7347  
放課後児童クラブ（平日午後1時～午後6時まで受付）